

# 経営継承に関わる 税務

令和6年2月28日  
税理士 片山城治

# 目次

コンテンツ P 3

経営継承の形態と留意すべき税金 P 4

各税目の留意点 P 5

【消費税】 【所得税】 【贈与税】 【相続税】

移譲に関する税務手順 P 11

継承形態別の税務 P 12

【生前親子間承継】

【第3者承継】

【法人の活用】

農業形態別特徴と留意点 P 17

【耕種農業】 【施設園芸・露地野菜等】

【果樹】

【酪農】

【肉用牛】

農事組合法人の清算 P 25

【登記と税務】 【清算までの留意点】

まとめ

# コンテンツ

事業承継により資産・負債の移譲は、継承の形態・内容により所得税・贈与税・相続税・法人税と色々な税法が顔をのぞかせます。

今回は、「各税法の留意点」「継承形態別の留意点」「農業形態別の留意点」を中心にお話しします。

同じ留意点を三方面からお話ししますので、同じことが3回重複することになるかもしれませんが、悪しからずご清聴ください。

# 経営継承の形態と留意すべき税金

## 【1】生前に継承

### 1. 親から子へ

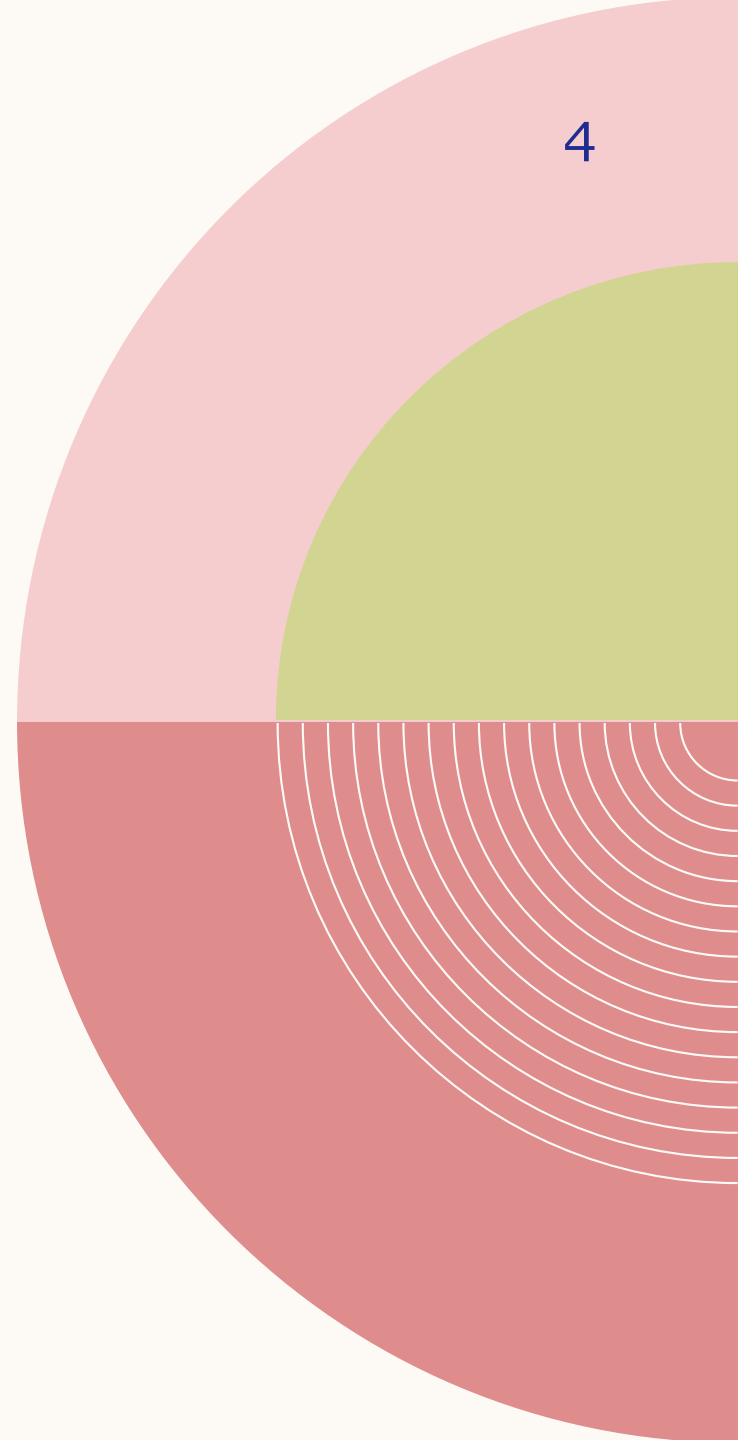
- (1) 個人間継承・・・消費税、所得税、贈与税
- (2) 法人を設立しての継承・・・消費税、所得税、法人税

### 2. 親から第3者へ

- (1) 継承者が個人・・・消費税、所得税
- (2) 継承者が法人・・・消費税、所得税
- (3) 法人を設立して第3者へ株式で移譲・・・所得税

## 【2】相続で承継

相続・・・相続税



# 各税目の留意点

## 【消費税】

### 〔1〕被継承者（親）

- （1）経営継承資産の譲渡は、課税売上高になる
- （2）有利度 一般課税 < 簡易課税 < 免税
- （3）納期限3/31（振替納税4/23 R6の場合）の資金繰り
- （4）廃業時の事業用資産は、課税売上高になる

### 〔2〕継承者（子、自己設立法人）

- （1）2年（2期）の免税期間がある（インボイス番号登録しない場合）
- （2）インボイス発行の必要性（農協特例対象取引のみであればインボイス不要）と初年度還付となっても2年目、3年目は納付となる有利不利を勘案して課税事業者になるかどうかの判断をする。課税事業者を選択する場合には「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に提出する（開業年度の末日まで）

\* 一定期間登録番号の申請のみで選択届出不要の特例あり \* 簡易課税はダメ

# 【所得税】

6

## 〔1〕被継承者（親）

（1）①棚卸資産の売却は、事業所得

②土地、建物以外の固定資産の売却は、譲渡所得（総合）

### <短期総合譲渡所得>

短期総合譲渡所得金額 = 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) - 50万 (長期より先に控除)

### <長期総合譲渡所得>

長期総合譲渡所得金額 = { 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) - 50万 } × 1/2

\* 所有期間が5年未満のとき短期という。それ以外を長期という。

\* みなし譲渡・・個人が法人に対し著しく低い価額（時価の1/2未満）で譲渡した場合には、時価で譲渡したものとして計算する。

\* 法人が継承者である場合、時価との差額はその法人の受贈益となる

③ **土地、建物の売却は、譲渡所得（分離）（長期）**

**土地・建物・・・売却価額×95%×20.315%（所得税+住民税）**

**\*長期とは、譲渡の日の属する年の1/1までの所有期間が5年以上をいう。**

④ **税抜き経理、税込み経理しているのか考慮して譲渡価額を決める。**

**また、税込み経理の場合には申告に際して消費税を未払経理しているのか、支払ったときに計上しているのか確認し、消費税の支払い年に支払額相当額がまるまるマイナスにならないようにする。**

**譲渡契約書を交わす。（インボイスの要件を備えておく）**

**（2）帳簿価額で売却、譲渡すれば利益は生じない**

**但し、簿価が通常の価額よりも減少している補助事業取得資産については、圧縮前の帳簿価額を定率法で計算した修正簿価を時価とする。**

**この価格の考え方は、親から子への場合であって、第三者の場合はお互い交渉にて決定する。**

## 〔2〕継承者（子、自己設立法人）

- ①譲渡があった日の属する年の申告(翌年3月15日期限) から始まる
- ②開業時の届出等は次とおり
  - ・開業届 ・青色申告申請書（開業後2カ月以内、1 / 1 5 以前開業は3 / 1 5）
  - ・適格請求書発行事業者の登録申請書・給与支払い事務所等の開設届出書・源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書・青色事業専従者の届出書（青色事業専従者を有することとなった日から2カ月以内、1 / 1 5 以前のときは3 / 1 5）



## 【贈与税】

- (1) 相続税を補完する税（納めるのは受贈者）（税率10～55%）  
自然人に対するもので税負担は相続税より重い。基礎控除額110万。
- (2) 取得価額  
受贈者は贈与者の取得価額、取得日（帳簿価額）を引き継ぐ。
- (3) 税制特例が各種あり、適用するか否か個々人の状況により判断される。

### ①相続時精算課税

60歳以上18歳以上の子・孫、2500万、相続時に贈与時の価格で相続財産に加算、届出書取り下げ不可、R6より特定贈与者からの贈与につき暦年の110万とは別に110万控除可

### ②農地についての贈与税の納税猶予及び免除

農地の全部等、1人の推定相続人、担保提供、贈与者の死亡で免除

### ③個人の事業用資産についての贈与税農事猶予及び免除

令和6年3月31日、令和10年12月31日、特定事業用資産の全部、数年後に法人成りを考えている場合は採用しない方が良い、担保提供

# 【相続税】

10

## (1) 基礎控除額

基礎控除額 = 3000万 + 600万 × 法定相続人の数

## (2) 相続開始前3年以内贈与の課税価格加算の改正

R6以降順次7年に延長

## (3) 税制特例

### ① 農地についての相続税の納税猶予及び免除

農業投資価格（令和5年 田67万、畑40万）、担保提供、農業相続人の死亡で免除

### ② 個人の事業用資産についての相続税農事猶予及び免除

令和6年3月31日、令和10年12月31日、特定事業用資産の全部、数年後に法人成りを考えている場合は採用しない方が良い、担保提供、①との併用可

# 移譲に関する税務手順

11

- (1) 移譲日における親の貸借対照表を作成する
- (2) 貸借対照表のうち、どの資産・負債を移譲するのか決める
  - 1) 収入保険
  - 2) 承継後からの請求先等を子、法人に変更（子名義の通帳で取引）  
事前に関係先に事業承継することを周知する
  - 3) 借入金については金融機関に相談し、出来れば息子に移す（重畳的）
- (3) 移譲の方法を決める（売却・譲渡、贈与、貸し付け）
- (4) 売却価格、貸し付け価格を決める。贈与の場合でも、時価を算定する。
- (5) 譲渡契約書、贈与契約書、貸付契約書、金銭消費貸借等の契約書を作成する
- (6) 申告をする（譲渡等の日の属する年の翌年3月15日申告期限）

# 継承形態別の税務

12

## 【生前親子間承継】

＊親子間でも贈与税・消費税が発生することがあるので要注意！

(1) 移譲する日の貸借対照表の資産・負債のうち、どれを移譲するのが**決める。**

- ① 登記された不動産は通常移譲せず、使用貸借とする。(親の名義でも固定資産税、減価償却費は必要経費に算入できる)
- ② 移譲では、有償譲渡(売却)では所得税が課され、無償又は低額では贈与税が課される。更に、消費税の納税義務者である場合には課税売上高に対し消費税が課される。廃業する場合であっても所有する資産を課税売上高に算入する。所得税、消費税は親の納税で、贈与税は子の納税となる。
- ③ 承継日は、任意であるが1月1日の承継にするのが税務では簡単である。
  - ・年の途中であれば、その日までの計算をしその日の貸借対照表を作成する
  - ・親子間で譲渡契約書を交わす。(インボイス考慮)

## (2) 譲渡価額を決める

① 帳簿価額を時価とみなして譲渡してOK。(所得税、贈与税は生じない)

＊ 補助事業で取得している減価償却資産がある場合は要注意！

圧縮前の取得価額を基礎にして定率法で継承日における帳簿価額を算定して時価とする。

したがって、この場合、譲渡所得が発生する可能性がある(特別控除50万円)

② 酪農・畜産の場合、棚卸資産、生物、育成仮勘定の明細を作成する。

特に、消費税の負担が大きくなるので資金繰りに留意する。

## (3) 貸付という方法もある

ただし、生計を一にする親子間で賃借料を払っても子の必要経費にできない。  
一方、親は申告の必要あり(減価償却費見合いで所得税はあまり影響ないが消費税は課税事業者の期間は納税義務が生じる)

## 【第3者承継】

- (1) ● 第3者との取引価額は則ち、時価である。但し、特別の経済的利益がある場合は、これを考慮した価額を取引価額とする。

\* 価格交渉では、消費税についても考慮しておく

一般 ⇒ 免税、一般 ⇒ 課税、簡易 ⇒ 免税、簡易 ⇒ 免税

### (2) 所得税

#### ① 事業所得

固定資産の譲渡を除く、棚卸資産の売却等から生じる所得については、毎年の確定申告と同様の計算

#### ② 譲渡所得（固定資産の譲渡）

土地・建物・・・売却価額×95%×20.315%（所得税+住民税）← 長期(分離)

その他・・・（譲渡対価の額-取得費-譲渡費用-50万）×1/2 ← 長期(総合)

### (3) 消費税

納税資金、固定資産の譲渡は第4種事業（簡易課税）などに留意

## 【法人の活用】

### （１）メリット

- ①株により移譲できるので、承継が容易
- ②給与所得控除額、退職所得控除額が使える
- ③社会保険の加入により雇用の募集がし易くなる、等

### （２）デメリット

- ①社会保険料の負担が大きい
- ②役員報酬は定期同額給与、役員賞与は損金不算入
- ③個人の場合には、農機具更新共済金に基づく事故共済金は非課税であるが、法人の場合はすべて益金である
- ④個人事業税は畜産以外の農業から生じる所得については課税されないが、法人では課税対象となる
- ⑤利用権設定を法人へ変更する必要がある。設定がない場合、消費税に関して土地所有者の課税売上となる可能性がある
- ⑥個人よりも厳格な記帳が求められる、等

## (3) 留意点

### ①被継承者（親）

みなし譲渡・・・法人に時価の1/2以下でした譲渡は、時価で譲渡したものとみなして譲渡所得を計算する

### ②承継者（自己設立法人）

受贈益・・・時価 > 受入価額の場合、その差額は益金（受贈益）とする  
\* 補助事業で取得した固定資産の場合、注意すること

これら以外は、基本的に親子間承継の留意点と同じ



# 農業形態別特徴と留意点

## 【耕種農業（こめ、麦、大豆など）】

(親)

(資産)	(負債)
棚卸資産（肥料、農薬、仕掛品等）	借入金
減価償却資産	農業経営基盤強化準備金

(子)

(資産)	(負債)
棚卸資産（肥料、農薬、仕掛品等）	借入金
減価償却資産	親からの借入金（差額）

- (1)仕掛品は、例えば12月決算で秋播き小麦のように費用投下と収穫が異なる場合に費用を繰り延べて収穫年（事業年度）に対応させようとするものです。**
- (2)資産負債の差額である借入金は親に返済すべきものです。消費貸借契約書を作成し、子の決算書に記載を継続することが大切です。贈与とされないようにしてください。**
- (3)農業経営所得経営安定対策交付金で、1月以降交付決定通知書が発行され発行年に収益を計上してるもの(WCS、飼料米、SGS、米粉等)がある場合は、交付金のみの収益となり必要経費がない状況となる事前の了解が必要です。**
- (4)親の決算書に農業経営基盤強化準備金の残高がある場合には、継承年にすべて取崩し、全額収益になる事前の了解が必要です。**
- (5)利用権設定の書き換えが必要です。相対契約では、消費税に関して収穫物の売上は地主の課税売上高になります。相対契約は遅くとも令和7年3月31日までに農地中間管理機構を通さなくてはならなくなっています。**
- (6)収入保険の加入時期により、1年目の加入の可否や基準売上高の算定等異なってくる場合があるので、事前にNOSA Iへ確認しておくことが必要です。**

# 【施設園芸、露地野菜等】

(親)

(資産)

(負債)

棚卸資産（肥料、農薬、仕掛品等）  
減価償却資産

|

借入金

(子)

(資産)

(負債)

棚卸資産（肥料、農薬、仕掛品等）  
減価償却資産

|

借入金  
親からの借入金（差額）

(1)ラン、黄ニラ等収穫までに期間を要するもののほか、播種後収穫の間に継承があった場合は、仕掛品を計上してください。

(2)上記 【1】(2)、(5)、(6) と同じ。

# 【果樹（桃、ブドウほか）】

(親)

(資産)		(負債)	.
棚卸資産（肥料、農薬、仕掛品等）		借入金	
減価償却資産（果樹等）			
育成仮勘定（未成熟果樹）			

(子)

(資産)		(負債)	.
棚卸資産（肥料、農薬、仕掛品等）		借入金	
減価償却資産		親からの借入金（差額）	
育成仮勘定（未成熟果樹）			

(1)上記【1】(2)、(5)、(6)と同じ。

**【酪農】**

**(親)**

**(資産)**

**(負債)**

棚卸資産 (飼料、薬品等、仕掛品)  
減価償却資産 (乳牛等)  
育成仮勘定 (育成中の牛)

借入金

**(子)**

**(資産)**

**(負債)**

棚卸資産 (飼料、薬品等)  
減価償却資産 (乳牛等)  
育成仮勘定 (育成中の牛)

借入金  
親からの借入金 (差額)

- (1)消費税の納税額が大きくなるので、親子間継承、法人成りによる継承の場合には子や法人側の還付を予定して課税事業者を選択することが多くあります。**
- ①親子間の場合は納期限が親子同じになるので基本的には還付が先行することはありません。どうしてもということであれば、子の納期限の短縮を選択することが考えられますが申告回数が増え、2年間は止められない等を考慮して選択してください。**
  - ②法人の場合には、設立日、決算日、承継日等を還付が先行するよう配慮したりもします。**
  - ③第3者の場合には、売却代金の回収が納税資金になります。**
- (2)クラスター事業等の補助事業により取得した又はリースした資産がある場合には補助金返還にならないような承継の方法を選択し、経営継承による譲渡を承認してもらうことが必要です。法人の場合には、新設ということもあって3か月を承認に要する事例もありました。**

# 【肉用牛】

(親)

(資産)

(負債)

棚卸資産 (飼料、薬品等、仕掛品) |  
減価償却資産 (繁殖牛等) |  
育成仮勘定 (育成中の牛) |

借入金

(子)

(資産)

(負債)

棚卸資産 (飼料、薬品等、仕掛品) |  
減価償却資産 (繁殖牛等) |  
育成仮勘定 (育成中の牛) |

借入金

親からの借入金 (差額)

- (1)消費税に関しては、とても大きな額になることが多いので上記[4](1)を参考にしてください。還付された金額は、親からの借入金の返済に充ててください。親からの借入金は、親が亡くなったときの相続財産になるので、以後如何にいくことが課題となってきます。**
- (2)補助事業取得資産についても上記[4](2)を参考にして下さい。**
- (3)肉用牛免税に関して所定の市場(売却証明書)で売却等の要件の中に、飼養期間2ヶ月以上というのもあるので留意してください。継承日後2ヶ月以内に出荷予定の牛については、譲渡せず親が出荷することも考えられます。この場合、子(法人)の開業日と親の廃業日は異なります。**



# 農事組合法人の清算

## 【登記と税務】

### (1) 解散と清算終了の流れ

- ① 株主総会による解散の決議と清算人の選任
- ② 解散の日の到来
- ③ 解散の登記（30,000円） 営業活動は出来ず財産の整理を行う範囲でのみ活動
- ④ 清算人選任の登記（9,000円） 清算人は債権回収・債務弁済・換金・分配をする
- ⑤ 遅滞なく財産目録、貸借対照表の作成
- ⑥ 官報に公告（30,000円くらい）
- ⑦ 債務弁済後に残余財産を分配する
- ⑧ 清算事務が終了したら株主総会の承認を受ける
- ⑨ 清算終了の登記（2,000円）

### (2) 申告

各事業年度開始の日から解散の日(2ヶ月)、解散の日の翌日から清算の日(1ヶ月)

\* 解散から清算まで1年を超える場合には、解散の日から1年ごとに申告(2ヶ月)

## 【清算までの留意点】

- （１） 補助事業取得資産の処分により補助金返還にならないようにする
- （２） 従事分量配当を行っている場合、利益の額以上に分配できないので状況により確定給与にすることも考える
- （３） 組合員からの借入金は平等に返済し、また放棄してもらう  
法人化の際に、任意組合からの利益の分配を組合員からの借入金として比較的大きな金額で引き継がれているケースがあります。  
この場合、従事分量配当で運営していたとしても借入金の完済ができなくなります。
- （４） すべての債権回収、債務弁済の後に、分配を行う  
（３）で放棄して頂く場合には、分配する金銭はありません。  
出資者は、出資の範囲で責任を負います。
- （５） 計画的に行う

## まとめ

事業承継は、共通するやり方や留意点がある反面、それぞれの被承継者の置かれている環境の違い、人生観の違い等により千差万別です。  
税金に関しては、承継に伴い課税される額をあらかじめ知っておいておくと承継した後で突如言われるのとでは雲泥の差があります。  
税金の多寡ですべて計られるわけではありませんが、大きなファクターであることには違いないと思います。  
本日は、後者にならないよう学習していただけたでしょうか。

**ご清聴ありがとうございました。**